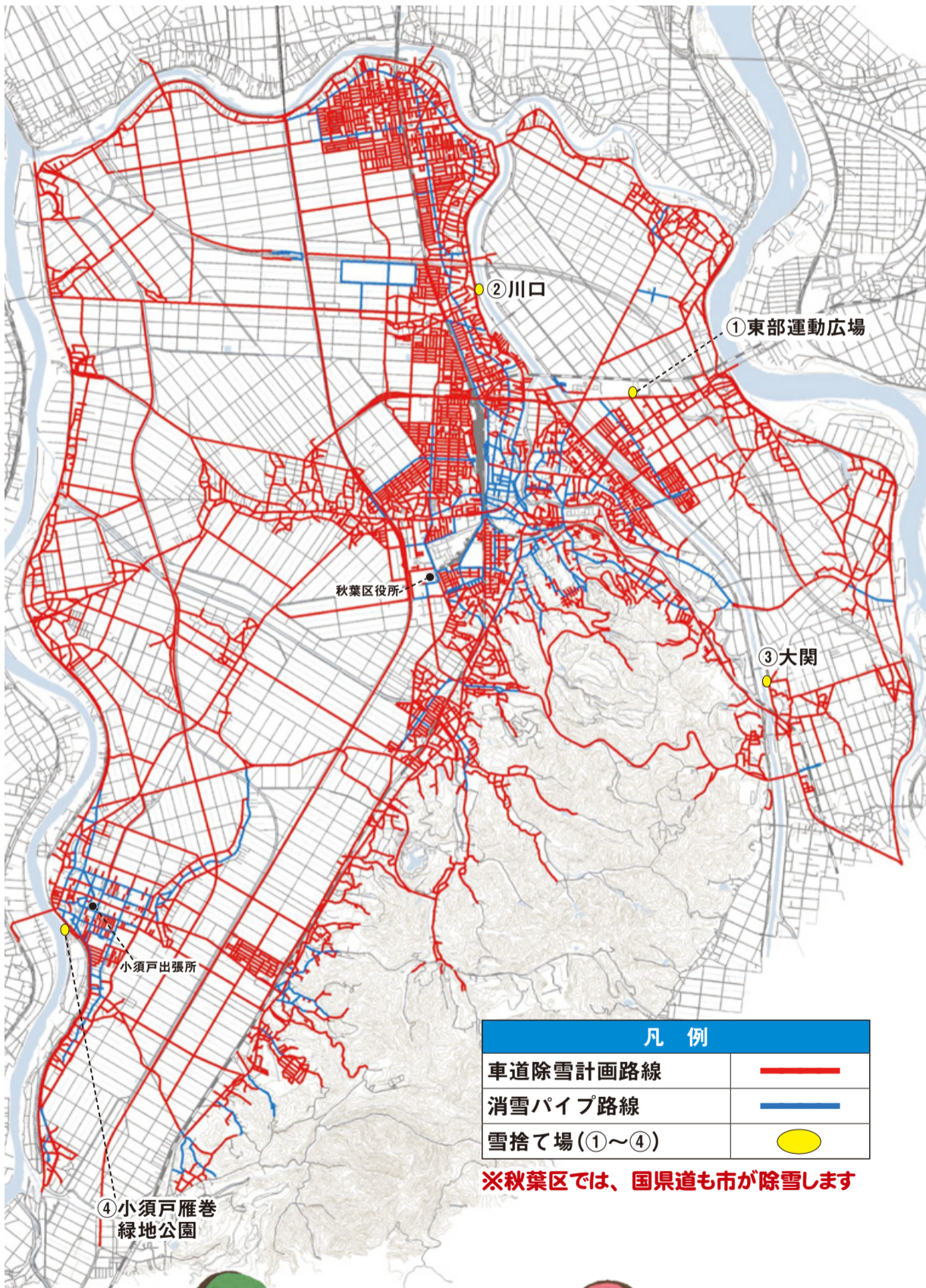


地域で守ろう! 冬の交通

冬の交通確保・除排雪作業にご協力を

問い合わせ 建設課 維持係(☎25-5410)

令和2年度 秋葉区除雪計画路線図



※秋葉区では、国県道も市が除雪します

間もなく本格的な雪の季節がやって来ます。住宅地内や周囲を除雪する際は、事故のないよう、ルールを守り安全をお願いします。

また、「わたしたちの地域はわたしたちで守る」という意識を持ち、道路除雪後に残った雪の処理など、地域ぐるみの除排雪にご協力ください。

このほか、除雪については2018年度に各家庭へ配布しましたにいがた「ゆきみち」ガイド(冬期保存版)をご確認ください。

なお、にいがた「ゆきみち」ガイドについては、12月中に各自治会を通して回覧予定です。



除雪を行わない道路

次のような道路は除雪を行いません。地域ぐるみで協力して除雪をお願いします。

- 幅が狭く、除雪車が入れない道路
- 住宅が連続していない道路
- 除雪による物損被害が予測される道路
- 除雪した雪の置き場所がない道路 ほか

消雪パイプの運転に関する注意

消雪パイプは、雪が降っている状況をセンサーで感知し、自動運転で散水を行います。雪が降っていないときは散水を行いません。

また、次の場合にも散水を行わないことがあります。

- 暴風により、センサーが雪を感知できないとき
- 気温が氷点下で降雪がなく、消雪パイプの散水により路面が凍結する恐れがあるとき
- その他、消雪パイプの散水により更なる路面状況の悪化が見込まれるとき など

このほか、午後2時~3時・午後4時~5時の時間帯は、地下水の井戸枯れやポンプへの負荷を軽減するために消雪パイプの運転を休止します。

消雪パイプによる除雪路線では、上記のとおり運転を行わないことがあるほか、消雪パイプの除雪能力を超える降雪などのため、雪が路面に残ることがあります。通行の際には路面状況にご注意ください。

雪捨ては決められた場所に

雪を側溝や排水路などに捨てないでください。水がせき止められてあふれるなど、思わぬ災害を引き起こすことがあります。雪捨て場所は、立て看板が設置された次の4カ所をご利用ください。(左図参照)

- ① 東部運動広場(国道460号東バイパス脇)
- ② 川口(川口バス停前能代川左岸)
- ③ 大関(島崎大橋上流能代川右岸)
- ④ 小須戸雁巻緑地公園(信濃川河川敷)

